

## 9 国民健康保険

病気やケガの医療費の負担を少しでも軽くするため、日頃からそれぞれの収入に応じて保険税を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

### 国民健康保険

☎ 保健福祉課（湧別庁舎） ☎5-3765

職場の健康保険（協会けんぽ、共済組合など）に加入している方、後期高齢者医療に加入している方、生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

### ●主な手続き

加入もしくは脱退するときは、14日以内に届出をしてください。

	このようなとき	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・職場の健康保険（離脱）証明書</li> </ul>
	他市町村から転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・転出証明書</li> </ul> ※転入の届出をしてください。
	子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> </ul> ※出生の届出をしてください。
	生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・生活保護廃止決定通知書</li> </ul>
	外国籍の方が加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人登録証明書</li> </ul>
国民健康保険を脱退するとき	職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・加入した健康保険の保険証</li> </ul>
	他市町村へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul>
	生活保護を受けるようになったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・生活保護開始決定通知書</li> </ul>
	死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul> ※死亡の届出をしてください。
	外国籍の方が脱退するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・外国人登録証明書</li> </ul>
その他	厚生年金や共済年金の受給権を取得したとき （退職医療制度に該当したとき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・年金証書</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul>
	住所・氏名・世帯主が変わったとき 世帯を分離、または合併したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul>
	就学のため子どものみ転出のとき （※学生特例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・在学証明書（または学生証の写し）</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul>
	福祉施設等に入所するため転出のとき （※住所地特例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・施設名称等の情報</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul>
	保険者証を無くしたり、汚れたりしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認できるもの（運転免許証など）</li> <li>・汚れた国民健康保険被保険者証</li> </ul>

## ●主な給付

項目		内容
病气やケガをしたとき	療養の給付	医療機関に病气やケガでかかったとき、次の負担割合で治療を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育就学前 2割</li> <li>・義務教育就学以上 70歳未満 3割</li> <li>・70歳以上 2割(※)</li> </ul> ※一定以上の所得者は3割、昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割
	療養費	医療機関でやむを得ず被保険者証を提示せずに治療を受け医療費の全額を支払った場合、または医師が必要と認めた治療によるコルセット・ギプスなどの補装具等の代金について国民健康保険の負担分を払い戻します。
	高額療養費	病院の窓口で支払った額が高額になった場合、申請により、法で定められた限度額(世帯の所得状況や年齢構成によって異なります。)を超えた額を払い戻します。
出産育児一時金		国民健康保険に加入している方が出産したときに1件42万円を支給します。 (産科医療補償制度未加入の医療機関等で分娩した場合は、1件40万4千円)
葬祭費		国民健康保険に加入している方が死亡したときに1件1万円を支給します。

## 国民健康保険税

☎ 住民税務課(上湧別庁舎) ☎ 2-5863

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分と介護納付金分をそれぞれ次の方式により世帯単位で計算します。納税義務者は世帯主です。

### 【課税方式】

所得割・均等割・平等割の3方式です。

区分	税額または税率
所得割	前年の所得に応じて計算 (前年の総所得金額等－基礎控除額 330,000円) × 所得割率 所得割率 医療給付費分 6.6% 後期高齢者支援金分 1.5% 介護納付金分 0.87%
均等割	加入者1人あたりに応じて計算 医療給付費分 30,000円 後期高齢者支援金分 8,000円 介護納付金分 9,000円
平等割	1世帯ごとに計算 医療給付費分 30,000円 後期高齢者支援金分 7,000円 介護納付金分 6,000円

### 【税率・賦課限度額】

税率は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の動向により算定するため、年度ごとに変わる場合があります。賦課の限度額は、次のとおりです。

賦課限度額	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
	540,000円	190,000円	160,000円

### 【軽減】

低所得者層の負担増とならないよう、世帯主および加入者の所得が一定の所得に満たない場合は、均等割、平等割が7割軽減・5割軽減・2割軽減されます。

### 【納期限】

期別	納期限
第1期	7月31日
第2期	8月31日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	11月30日
第6期	12月25日
第7期	1月31日

※納付は、役場(上湧別庁舎・湧別庁舎)、町内各金融機関およびコンビニエンスストアで納められます。お支払いは、口座振替をご利用いただくと便利です。(詳しくは44ページをご覧ください。)